

議案第32号

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例について

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2年 6月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴い通知カードが廃止されたことから、みやき町証明等手数料条例の一部を改正する必要があるため議会の議決を求めるものである。

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例

みやき町証明等手数料条例（平成17年みやき町条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表通知カード（個人番号）の再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)		(略)	
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300 円	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 300 円
個人番号カードの再交付	1件につき 800 円	通知カード（個人番号）の再交付	1件につき 500 円
(略)		個人番号カードの再交付	1件につき 800 円
		(略)	